

岩手県告示第226号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成24年3月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 施行者の名称 奥州市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 奥州都市計画道路事業3・4・11号久田前田中線
- 3 事業地
 - (1) 収用の部分 昭和61年岩手県告示第1188号、平成6年岩手県告示第139号、平成12年岩手県告示第229号、平成17年岩手県告示第71号及び平成19年岩手県告示第50号のうち奥州市水沢区字大町において事業地を変更する。
 - (2) 使用の部分 昭和61年岩手県告示第1188号、平成6年岩手県告示第139号、平成12年岩手県告示第229号、平成17年岩手県告示第71号及び平成19年岩手県告示第50号のうち奥州市水沢区字大町において事業地を変更する。
- 4 事業施行期間 昭和61年12月16日から平成28年3月31日まで